

令和8年7月13日

羽島市長 松 井 聡 様

羽島市特別職報酬等審議会
会長 中 畑 弘

特別職の報酬等の額について（答申）

令和8年6月2日付けで諮問がありました特別職の報酬等の額について、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 諮問事項への答申

第1号 市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について

市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額については、次のとおり改定することが適当であるとの結論に達しました。

	現行	答申額	増額
議員報酬（月額）	394,250円	404,250円	10,000円
政務活動費（年額）	80,000円	120,000円	40,000円

2 意見を求められた事項への回答

第1号 市議会議員の定数について

市議会議員の定数については、次のとおりとする結論に達しました。

	現行	審議会の意見	増減
市議会議員の定数	18人	16人	2人削減

3 審議会開催状況

回	開催日	内 容
第 1 回	令和8年6月2日（火）	委嘱、諮問、資料等の説明 諮問事項等の審議
第 2 回	令和8年7月2日（木）	資料等の説明、諮問事項等の審議 答申案の審議

4 審議の経過

本審議会は、羽島市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長から、諮問事項として市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について、また、意見を求める事項として市議会議員の定数について諮問を受け、これまで2回にわたり審議を行った。

審議にあたっては、現在の社会・経済情勢を踏まえ、本市の財政状況、県内他市との比較及び改定状況、議員報酬等の改定の影響額、羽島市議会議員定数・報酬等に関するアンケート調査結果報告書等の資料を参考に、公平・不偏の立場で幅広い視点から判断を行うこととした。

5 審議の内容及び結論

(1) 市議会議員の議員報酬について

社会経済構造の変化が急速に進む中、市議会には多様化する市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させることが強く求められている。とりわけ本市を取り巻く課題は多岐にわたることから、市議会が果たす役割と責任はますます重要になっていると考えられる。

審議の過程において、市民アンケートでは、議員報酬について「多い」と回答した割合は38%、「ちょうどよい」と回答した割合は20%であったこと、県内他市との比較では現状で21市中、8位であること、議員報酬を引き上げた場合の財政への影響などを確認した。

審議会では、「市民の意見として、市民アンケート調査の結果を反映すべき」との意見が多数あり、加えて、「本市の財政状況を考慮する必要がある」「県内他市との比較や市長給料との割合を考慮する必要がある」「議員報酬額は、議員定

数の削減と関連して結論を出すべき」などの意見があった。

こうした意見を総合的に勘案し審議を行った結果、現状は、県内他市と比較して概ね妥当な額ではあるが、意見を求められた事項への回答のとおり、議員の定数を2人削減した場合の経費削減効果及び近年の物価高騰や民間賃金の動向等を考慮し、昨年度実施の県内他市の改定状況を踏まえると、議員報酬の額を月額1万円引き上げ、404,250円にすることが適当であるとの結論に至った。

(2) 市議会議員の政務活動費について

政務活動費については、制度の透明性を確保する仕組づくりが求められており、市議会においては、政務活動費の報告書に領収書の添付を義務付けることや、市ホームページにおいて公表するなど透明性が確保されている。

審議の過程において、市民アンケートでは、政務活動費について「わからない」と回答した割合は59%であったこと、近年の執行状況、県内他市の政務活動費の状況などを確認した。

審議会では、「本市は県内他市と比べ面積も大きくなく、活動しやすいため他市と地域性が異なる」「チラシは自身の宣伝になっているのではないか」「わざわざ遠方に研修に行かなくてもオンラインで実施できる」「県内他市と比較すると増額してもよい」などの意見があった。

こうした意見を総合的に勘案して審議を行った結果、本市は制度の透明性が確保されており、近年、執行率が100%を超える状況が多く見られる現状を考慮し、県内他市の多くで年額12万円支給されている状況を踏まえ、政務活動費の額を年額4万円引き上げ、12万円にすること、併せて議員個人に支給することが適当であるとの結論に至った。

(3) 市議会議員の定数について

市議会議員の定数については、市民ニーズが多様化、複雑化する中、議員の役割は大きくなっている一方、人口減少が進んでいることを鑑みると、適正な議員定数とすることが求められており、本市議会に対して、過去に定数削減を求める署名や要望が市民から提出された経緯がある。

審議の過程において、市民アンケートでは、議員定数について「ちょうどよい」と回答した割合は15%、「多い」と回答した割合は44%で、その中で「1人減」と回答した割合は1%、2人以上減とした割合は合わせて94%であったこと、定数削減による財政への影響などを確認した。

審議会では、「市議会から1人減の提案があったが、その根拠がわからない」「定数は人口、面積、財政状況で判断すべきで、面積等が異なる他市と比較するものではない」「市民アンケートの結果は尊重すべき」「削減による財政への効果が重要」「今回は2人の削減を求めるが、本来は3人から4人削減すべきで、今後の段階的な削減を期待する」「定数を削減し、活動を活発にしてもらいたい」などの意見があった。

こうした意見を総合的に勘案して審議を行った結果、議員定数については、市民の意見を尊重するとともに、議員報酬の額及び政務活動費の改定と関連して結論を出すべきであり、議員定数を削減することで本市財政への効果が表れることが重要であるとの判断を行った。

この判断を踏まえ、今回の諮問事項への答申のとおり議員報酬及び政務活動費の額を引き上げた場合、市議会から提案のあった定数1人減では、市財政への削減効果が顕著ではないことから、答申のとおり議員報酬及び政務活動費の額を引き上げる場合は、定数2人の削減が必要であるとの結論に至った。

6 附帯意見

○市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について

本審議会では、議員報酬について月額1万円の引上げ、政務活動費について年額4万円の引上げとの結論に至ったが、市議会において議員定数を1人削減とする場合は、前述のとおり市財政への効果が顕著ではないことから、議員報酬の額は据え置くことを求める。

○市長、副市長及び教育長の給料の額について

今回、議員報酬等の額を引き上げる答申を行ったが、今後、市長等の給料の額についても、近年の物価高騰や民間賃金の動向及び県内他市での改定状況を踏まえ、検討を行うよう求める。